

## 国民年金のお知らせ

### 国民年金保険料について

ことし四月から来年三月までの国民年金保険料は、月額一万四千四百十円（年額十七万二千九百二十円）です。

納付書は、社会保険事務所から四月上旬に送付されます。届かない場合は、埼玉県国民年金電話相談センター（TEL 248・1165）にお尋ねください。

### 納付書で納める場合の割引

国民年金保険料をまとめて前払い（前納）すると、割り引きされる制度があります。

**一年前納**：十六万九千八百五十円（割引額〓三千七百七十円）、納期は4月30日(水)まで

**半年前納**：八万五千七百六十円（割引額〓七百円）、納期は、前期分が4月30日(水)まで、後期分は10月31日(金)まで

### 年度途中から来年三月まで前納

納：割引額は五十〓二千五百六十円（納める月が早いほど割引が大きくなります）、納期は、前納しようとする月の末日まで

## ごみゼロ運動

6月1日(日)・10月26日(日)

「ごみゼロ運動」は、きれいなまちづくりのための市民運動。ことしは、右記の日程で行います。各団体の行事予定などを決めるときには、ご留意ください。  
問い合わせ：資源循環推進課・TEL 224・5908

### 口座振替で納める場合の割引

**一年前納**：十六万九千三百円（割引額〓三千六百二十円）、引き落としは4月30日(水)

### 半年前納

：八万五千四百八十円（割引額〓九百八十円）、引き落としは、前期分が4月30日(水)、後期分が10月31日(金)

### 当月引き落とし

：一万四千三百六十円（割引額〓五百円）、引き落としは当月末日

\*口座振替については、一月二十五日発行の広報川越一一六七号・七ページをご覧ください。

### 学生納付特例申請

四月から新年度の申請を受け付けます。二十歳以上の学生で本人の所得が少なく、保険料の支払いが困難な場合に保険料を後払いできます。前

### する場合

社会保険庁から送付されるハガキ形式の申請書を、社会保険事務局事務センターあてに郵送することで、申請ができます。なお、これまでどおり、窓口での申請も可能です。  
問い合わせ：市民課国民年金担当・TEL 224・5764

### 春は異動の季節、国民健康保険（国保）の手続きを忘れずに

#### 国保加入の届け出は？

川越市に転入したり、会社などを退職したりして健康保険に加入していない方は、国保に加入する届け出をしてください。

国保の加入は、転入した日または他の健康保険を喪失した日からとなります。ただし、退職後も会社の健康保険に継続加入できる制度があります。詳しくは、勤務先の健康保険担当者にお尋ねください。

#### 届け出に必要な物

①健康保険資格喪失証明書：今まで加入していた健康保険を喪失した証明書

#### ②国民健康保険証：現在世帯内に国保の加入者がいる場合、加入している方の保険証

③運転免許証またはパスポート：お持ちの方

\*現在、厚生年金や共済年金を受給している六十五歳未満の方は、年金加入期間が一定以上であれば退職者医療制度での国保加入となります。厚生年金などの加入期間が記載されている年金証書も、いっしょに持参してください。

#### 国保喪失の届け出は？

国保に加入していて、就職などにより会社の健康保険に加入した場合は、国保喪失の届け出をしてください。なお、後期高齢者医療制度に加入する方は、喪失の届け出は必要ありません。

#### 届け出に必要な物

①新たに加入した健康保険証  
②今まで使用していた国民健康保険証

#### 届け出窓口

国保加入・喪失とも、国民健康保険課（本庁舎二階）・出張所・連絡所。  
問い合わせ：国民健康保険課  
TEL 224・5836

## 高額医療・高額介護合算制度が始まります ～ 申請は来年9月から ～

4月から、医療保険および介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合において、市民の皆さんの経済的な負担を軽減するため、「高額医療・高額介護合算制度」が始まります。

これは、各医療保険（国民健康保険・被用者保険・後期高齢者医療制度など）加入世帯に介護保険受給者がいる場合、被保険者からの申請に基づき、世帯単位で医療と介護の自己負担額を合算し、新たに設定される自己負担限度額を超えた場合に、「高額医療合算介護（介護予防）サービス費」を支給する制度です。詳しくはお尋ねください。また、各被用者保険に関しては、加入している医療保険者に確認してください。

**対象**…各医療保険における世帯のうち、医療と介護の両制度共に自己負担がある世帯

**制度の仕組み**…支給総額を計算したうえで、各制度で支給する額を計算

\* 支給総額＝「世帯における医療・介護の自己負担額の年間合計額」から「自己負担限度額」を除いた額。

\* 「世帯における医療・介護の自己負担額の年間合計額」＝毎年8月1日から翌年7月31日までを対象年度とし、医療保険と介護保険の自己負担額が対象（医療保険は一部負担金など、介護保険は利用者負担額が対象で、食費・差額ベッド代などは含まない。また、高額療養費や高額介護サービス費が支給される場合には、その支給額を差し引いた額）。

\* 「自己負担限度額」＝各医療保険の制度や所得・年齢区分に応じて設定。

**経過措置**…施行初年度の平成20年度については、対象年度よりも前に制度が施行されることから、計算期間を平成20年4月1日(火)から同21年7月31日(金)の16か月間に延長するとともに、自己負担限度額についても通常の額の3分の4に増額して計算

**申請手続き**…来年9月以降、介護保険課（本庁舎1階）で介護の自己負担額の証明を受けて、各医療保険者に申請してください

\* 詳しくは、今後、広報川越や市ホームページなどでお知らせします。

**問い合わせ**…介護保険に関して＝介護保険課・TEL224-5817

国民健康保険に関して＝国民健康保険課・TEL224-5833

後期高齢者医療制度に関して＝医療助成課・TEL224-5842

## 後期高齢者医療制度に該当する重度心身障害者医療受給者の医療費の支給方法が変わります

4月1日(火)から老人保健制度に代わり、後期高齢者医療制度が始まります。これに伴い、後期高齢者医療制度に該当する重度心身障害者医療受給者の医療費の支給方法が下記のとおり変更されます。詳しくはお尋ねください。

### 受給者証について

現在お持ちの「重度心身障害者医療費受給証明書」（白色）は3月末日で失効し、「重度心身障害者医療費受給者証」（うぐいす色）へ切り替わります。この受給者証は3月24日に送付しました。3月31日(月)に住所の町名地番変更がある方には、4月1日(火)に発送する予定です。

### 支給方法について

#### ①窓口無料扱い（現物給付）

市内の医療機関などで受診する際、後期高齢者医療被保険者証と重度心身障害者医療費受給者証を提示すれば、窓口無料扱いとなりますので、保険診療分の支払いはありません（一部医療機関を除きます）。ただし、1つの医療機関につき1か月の一部負担金が12,000円以上のときは、②の償還払いとなります。

#### ②償還払い

●市外の医療機関などで受診した場合や、市内の1つの医療機関における1か月の一部負担金が12,000円以上の場合一部負担金などをいったん支払い、川越市重度心身障害者医療費支給申請書により市へ請求し、支給を受ける方法です。支給申請書は、診療を受けた月の翌月以降に医療助成課（本庁舎2階）・出張所・連絡所に提出してください（郵送可）。市内医療機関などで受診のときは、支給申請書を医療機関の窓口へ提出できる場合があります。

**問い合わせ**…医療助成課・TEL224-5842

